

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和元年8月20日に提起した処分庁による令和元年6月13日付け西収第1-288号差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（差押処分に関する件（令和元年度（収）第1号））について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和元年6月13日時点において、平成21年度から平成31年度までの市県民税及び固定資産税について、次のとおり滞納していた。

	市県民税	固定資産税	計
未納額	311,500 円	2,280,300 円	2,591,800 円
延滞金	328,700 円	1,002,200 円	1,330,900 円
計	640,200 円	3,282,500 円	3,922,700 円

- 2 処分庁は、令和元年6月13日に審査請求人が■■■■信用金庫（■■■■支店）に対して有する普通預金のうち、410,000円を差し押さえ、次のとおり充当した。

	市県民税 (平成21年度)	固定資産税 (平成23年度)	計
充当額	311,500 円	98,500 円	410,000 円

- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年8月20日付けでこの処分の取消しを求める趣旨の審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

本件審査請求の争点は、①「審査請求人に本件処分の取消しを求める法律上の利益があるか」及び②「本件処分に違法又は不当な点があるか」の2点に整理される。

各争点に関する審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消す裁決を求めている。

- (1) 督促状の送付について
督促状が送付されずに本件処分が行われた。
- (2) 差押予告について
差押予告の通知なしに本件処分が行われた。
- (3) 本件処分対象について
本件処分対象は年金受給権であり、国民年金法（昭和34年法律第141号）第24条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第41条に違反しており違法である。
- (4) 手術費用の支払いについて
本件処分対象の預金は審査請求人が手術をするための支度金であり、本件処分により手術費用の支払いが困難となる。
- (5) 土地の売却益を滞納金として納付しているとの主張について
市民税・固定資産税が未納である金額があることは認めるが、2019年3月に土地を売却し、全額を税金未納分、滞納分として納付している。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 督促状の送付について
督促状は、地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項及び同法第371条第1項の規定により発している。
- (2) 差押予告について
差押予告通知は、送付義務はないため発していない。
- (3) 本件処分対象について
本件処分対象は年金受給権ではなく、審査請求人の預金債権である。
- (4) 手術費用の支払いについて
差押時点では、手術の件は承知していない。

理 由

1 審査請求人に本件処分の取消しを求める法律上の利益があるかについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条では「行政庁の処分に不服がある者は（中略）審査請求をすることができる。」と規定されている。「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁）。

また市民税及び固定資産税に係る滞納処分による差押えは、地方税法第331条第6項及び第373条第7項により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によることとされており、預金債権における債権差押えの法的効力は、国税徴収法第62条第3項の規定により、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生じることとなる。そして、徴税吏員が差し押えた債権を取立てたときは、国税徴収法第67条第3項の規定により、その限度において滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなすとされているため、取立てが行われることにより債権差押えの目的を達し、法的効力は消滅するものと解される。

本件において処分庁は、令和元年6月13日に本件処分を行い、差押金額41万円を取り立て、審査請求人が滞納していた各税に充当している。したがって、本件処分は審査請求人の債務への充当により差押えの目的を達し、その法的効果は既に消滅していることになるため、審査請求人には、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないと言わざるを得ない。

2 本件処分に違法又は不当な点があるかについて

1で述べたとおり、本件審査請求は却下するものであるが、審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、本件処分に係る違法又は不当な点の有無について次のとおり判断する。

(1) 督促状の送付について

督促状は、地方税法第329条第1項及び第371条第1項において「納税者が納期限までに市町村民税、固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。」旨の規定がされている。この点について、処分庁が提出した「経過記録カード」を確認したところ、審査請求人と処分庁との交渉内容のほか、各種通知記録が記載されており、当該督促状及び催告書に関してもその発送記録が確認できたことから、督促状の送付については認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

地方税法第331条第1項第1号及び第373条第1項第1号では「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその

督促に係る市町村民税、固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該滞納者の財産を差し押さえなければならない。」旨の規定がされており、本件においては督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに当該徴収金が完納されなかったことにより、本件処分が行われたものと認められる。この点について、差し押えを行う事前に、差し押え予告通知を送付しなければならない規定は見当たらないことから、処分庁が差し押え予告通知をせずに本件処分を行ったことに関しても違法ではない。

(3) 本件処分対象について

審査請求人が主張するように国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条では「給付を受ける権利は、差し押さえることができない」旨の規定がなされている。ただし例外として「老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。」と規定されており、国税滞納処分の例による処分は差し押えができることとなる。

もとより本件は通帳記録等を考慮すると預金債権の差し押えであり、年金債権の差し押えではないと認められる。そればかりか、本件処分は年金支給日の前日である令和元年6月13日に行われており、翌日が年金支給日であることを考慮すれば、審査請求人の生活に配慮したものとすらいえる。仮に本件が年金債権の差し押えと同視し得ると解しても、本件処分は地方税法第331条第6項及び第373条第7項の規定により「国税徴収法に規定する滞納処分の例によるもの」であることから、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条に反するものではなく、何ら違法ではない。

(4) 手術費用の支払いについて

審査請求人は、「本件処分対象の預金について審査請求人が手術をするための支度金であり、本件処分により手術費用の支払いが困難となる。」旨主張している。

しかし、手術費用の支払いに関する事情は、少なくとも本件処分の不当性と何ら関係があるものといえず、本件審査請求の裁決に影響しない。よって、審査請求人においては、手術費用の支払いの点を根拠として本件処分の不当性を主張することは認められない。

(5) 土地の売却益を滞納金として納付しているとの主張について

審査請求人が主張する「2019年3月に土地を売却し、その全額を滞納分として納付している。」という点について、「全額」の指す部分が滞納金額を指すのか、それとも土地の売却金額を指すのか不明であるが、いずれにしても本件処分時点においては、当該差押金額を超える滞納金があることは確認できるため、本件審査請求の裁決には影響しない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月5日

審査庁 西尾市長 中 村 健